

資料編

1 策定の経過

(1) 検討経過

年	月日	会議等	項目
平成 28 年	2 月 16 日	庁内検討部会	- 道路整備基本計画の見直しについて - 作業部会の設置について
	3 月 22 日	—	第 5 次朝霞市総合計画策定
	11 月 28 日	—	朝霞市都市計画マスタープラン改定
	12 月 15 日	都市建設部内作業部会	- 道路整備基本計画の見直しについて - 検討体制及び検討項目等について
平成 29 年	2 月 21 日	都市建設部内作業部会	- 見直しの背景と目的について - 計画期間の考え方と位置づけ等について
	4 月 25 日	都市建設部内作業部会	- 道路の整備状況について - 地域別の課題等について
	5 月 24 日	都市建設部内作業部会	道路整備を取り巻く環境の変化について
	7 月 10 日	都市建設部内作業部会	道路整備基本計画の構成と考え方について
	10 月 18 日	都市建設部内作業部会	- 計画の基本視点と目標について - 道路の段階構成と整備水準等について
	11 月 21 日	都市建設部内作業部会	- 道路網の構築と考え方について - 道路幅員の設定と考え方等について
平成 30 年	1 月 17 日	都市建設部内作業部会	道路網を形成する路線の抽出等について
	2 月 19 日	都市建設部内作業部会	- 優先整備路線の検討について - 評価項目の設定と考え方等について
	4 月 18 日	都市建設部内作業部会	優先整備路線の抽出と整理等について
	7 月 18 日	都市建設部内作業部会	個別課題の整理と対応等について
	10 月 15 日	都市建設部内作業部会	道路整備基本計画（素案）について
	11 月 9 日	都市建設部内作業部会	道路整備基本計画（素案）について
	12 月 21 日	庁内検討部会	道路整備基本計画（素案）について
平成 31 年	1 月 31 日	庁内検討部会	道路整備基本計画（素案）について
	3 月 4 日	庁内検討部会	- 道路整備基本計画（素案）について - パブリック・コメント - 市民説明会について
	3 月 11 日～ 4 月 10 日	パブリック・コメント 職員コメント	道路整備基本計画（素案）について
	3 月 16 日	市民説明会	道路整備基本計画（素案）について
	3 月 26 日	都市計画審議会（意見聴取）	道路整備基本計画（素案）について
	4 月 23 日	庁内検討部会	道路整備基本計画（案）について
	5 月 13 日	政策調整会議	道路整備基本計画（案）について
	5 月 30 日	庁議	道路整備基本計画の策定
	6 月 10 日	全員協議会	道路整備基本計画の説明

2 朝霞市道路整備基本計画庁内検討部会

(1) 朝霞市道路整備基本計画庁内検討部会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市道路整備基本計画（以下「道路整備計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するために朝霞市道路整備基本計画庁内検討部会（以下「庁内検討部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討部会は、次に掲げる事項について調査及び検討するものとする。

- (1) 道路整備計画の素案を検討すること。
- (2) その他道路整備計画の策定に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 庁内検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は都市建設部長をもって充て、副部会長は部会員の互選によってこれを決める。
- 3 部会員は、別表に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 部会員の任期は、任命した日から庁内検討部会の終了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、庁内検討部会を代表し会務を総理する。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内検討部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 部会長は、庁内検討部会の運営上必要があると認められるときは、部会員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は部会員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、必要に応じ検討結果を市長に報告するものとする。

(各部署等との協力)

第8条 庁内検討部会は、必要に応じて各部課に対し協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 庁内検討部会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会長	都市建設部長
部会員	政策企画課長
	危機管理室長
	財政課長
	地域づくり支援課長
	障害福祉課長
	長寿はつらつ課長
	まちづくり推進課長
	開発建築課長
	道路整備課長
	下水道課長
	教育管理課長

3 市民意識の把握

(1) 市民意識調査、青少年アンケート結果報告書【平成 26 (2014) 年 2 月】(抜粋)

【分野ごとの取組の満足度・重要度】

問 8 以下に示す分野ごとの取組 (1 から 32) について、それぞれどのように感じていますか。
次の項目ごとに、あてはまる番号を 1 つずつ選んでください。

第 4 次総合振興計画後期基本計画の分野ごとの取組 32 項目のそれぞれについて、満足度と重要度の調査を行った。

<満足度・全体>

「満足している」と「まあ満足している」を合わせた高い割合になっているのは、「ごみ・し尿処理」(67.2%)、「上水道・下水道」(63.9%)、「公園・緑地・河川」(63.1%)、「コミュニティ」(58.7%)、「保健・医療」(56.7%)、「生活」(56.3%)、「生涯学習」(51.3%) の 7 項目で、5 割を超えている。

また、「やや不満である」と「不満である」を合わせた 5 割を超えているものは無く、高い割合となっているのは「交通」(24.7%)、「道路・橋梁」(21.5%) である。

<重要度・全体>

「重要である」と「やや重要である」を合わせた高い割合になっているのは、「上水道・下水道」(86.4%)、「防災・消防・救急」(84.2%)、「ごみ・し尿処理」(83.7%)、「交通」(81.7%)、「保健・医療」(80.0%) の 5 項目で 8 割を超えている。

また、「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた 1 割を超えている項目は、「産業育成」(10.0%) の 1 項目である。

<満足度>

n=943

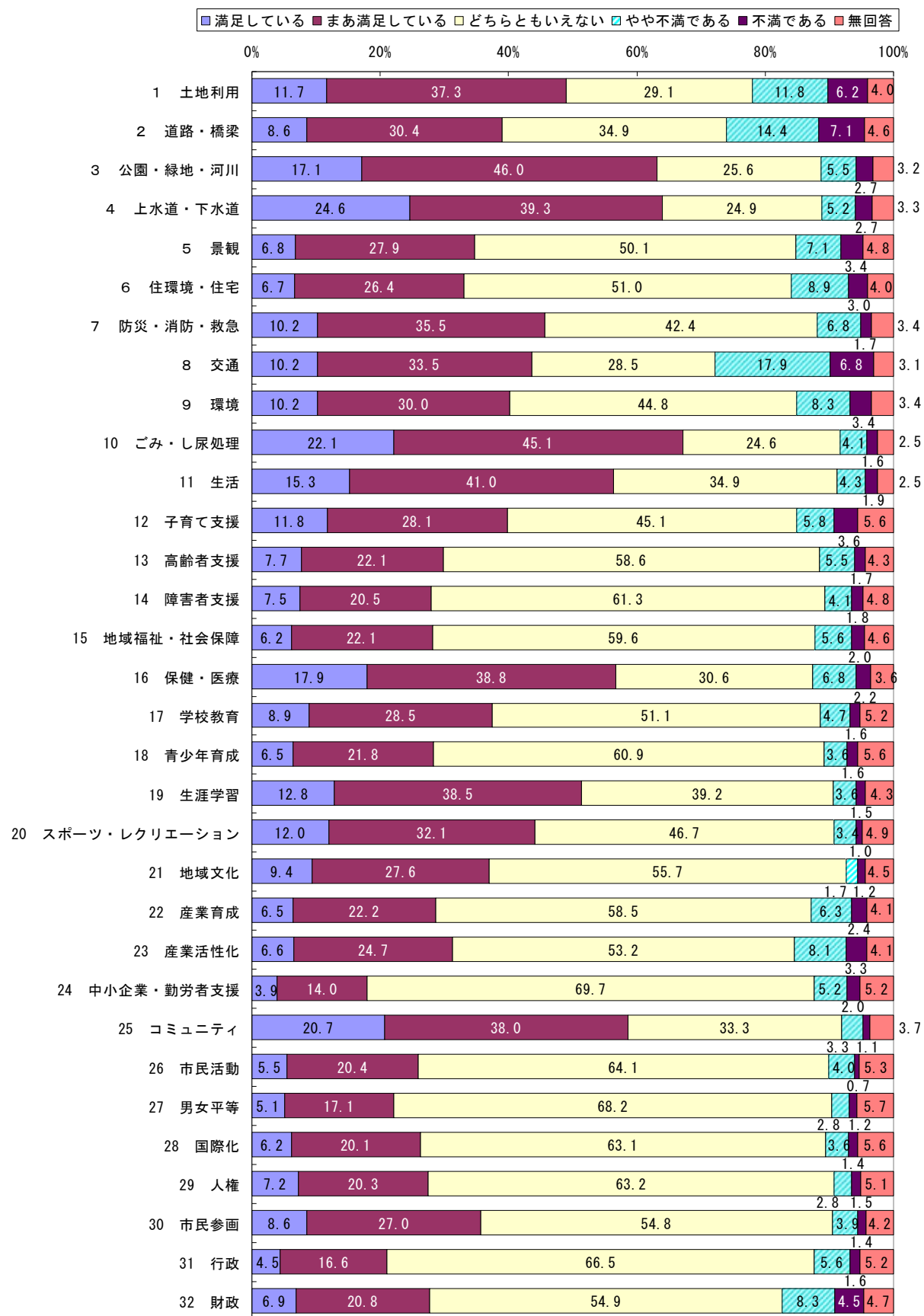


図 資料ー 1 満足度（市民意識調査、青少年アンケート結果報告書 抜粋）

<重要度>

n=943

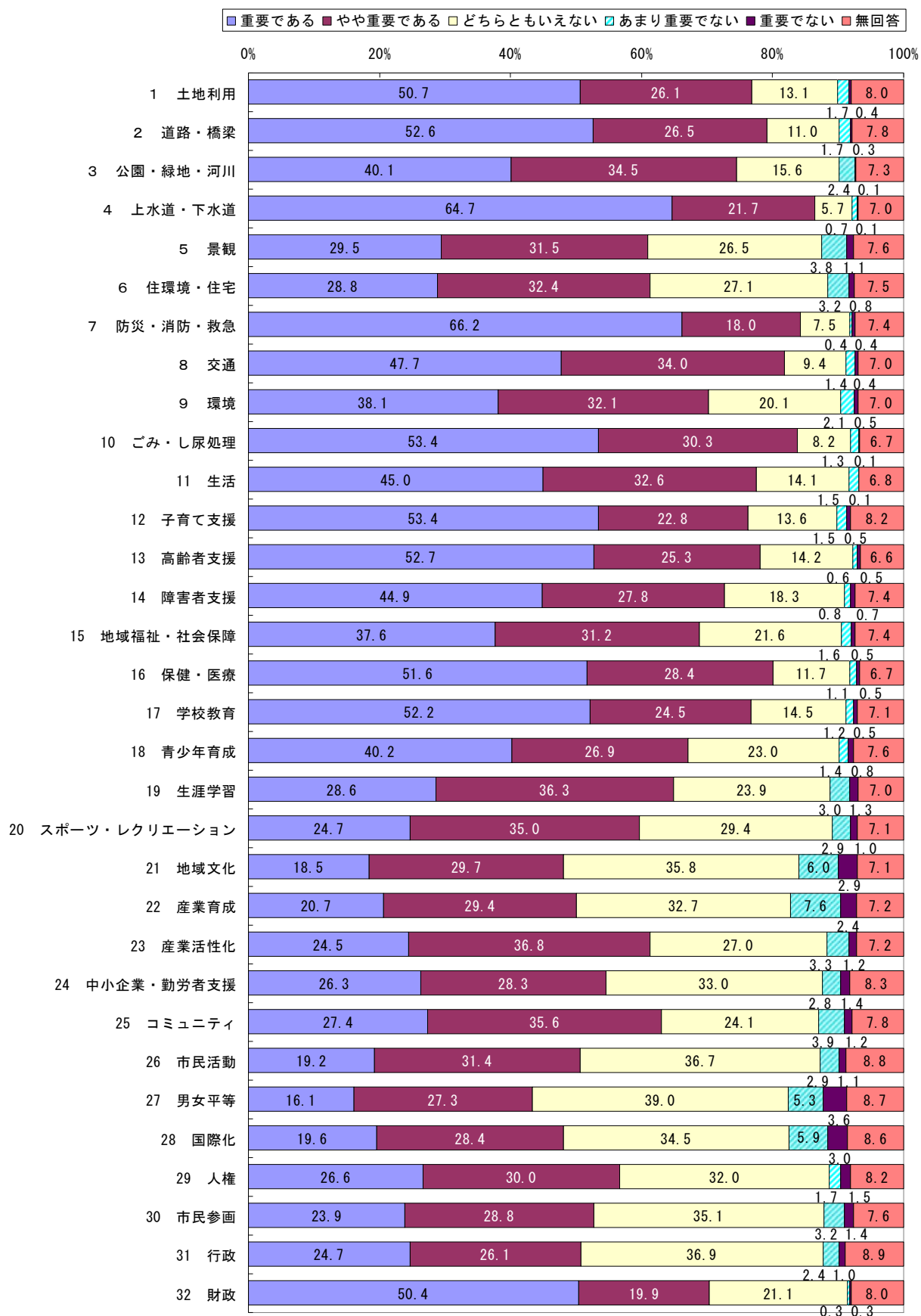


図 資料ー２ 重要度（市民意識調査、青少年アンケート結果報告書 抜粋）

<満足度と重要度の散布図>

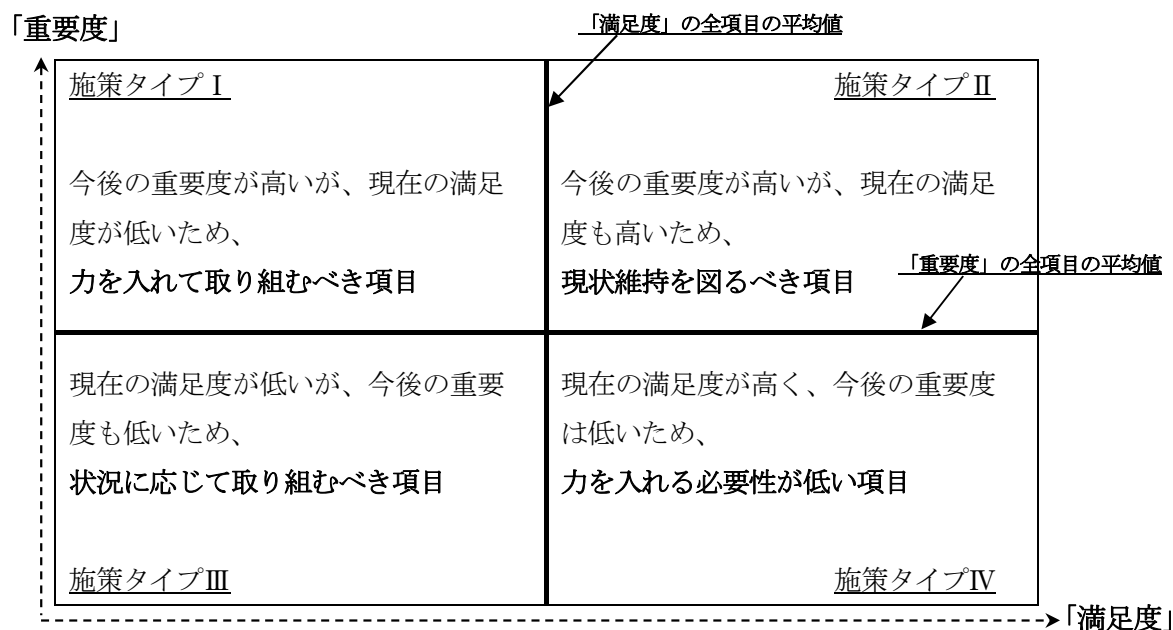


図 資料－3 満足度と重要度の散布図

<満足度・重要度マトリクス>

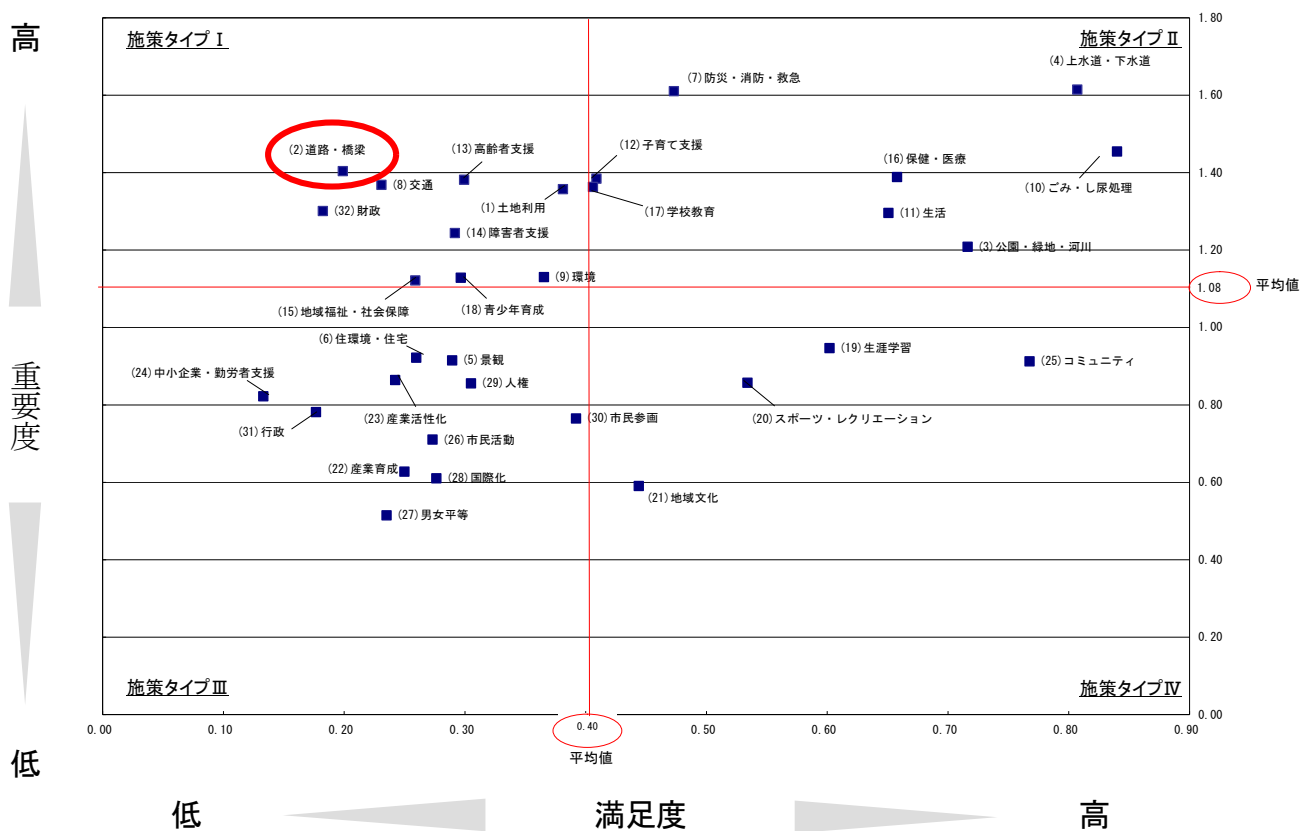


図 資料－4 満足度と重要度のマトリクス

(2) 市民アンケート“私が暮らしたいまち朝霞”の実感は??

【平成 30（2018）年 2 月】（抜粋）

＜基本概念に基づいた施策の満足度について＞

回答数一覧（回答数全 88 人）

表 資料－1 施策の満足度

	安全・安心なまち	子育てが しやすいまち	つながりのある 元気なまち	自然・環境に 恵まれたまち
満足 (5点)	12 (13.6%)	19 (21.6%)	19 (21.6%)	35 (39.8%)
やや満足 (4点)	24 (27.3%)	16 (18.2%)	19 (21.6%)	23 (26.1%)
どちらともいえ ない(3点)	23 (26.1%)	30 (34.1%)	42 (47.7%)	23 (26.1%)
やや不満 (2点)	18 (20.5%)	14 (15.9%)	4 (4.5%)	3 (3.4%)
不満 (1点)	11 (12.5%)	9 (10.2%)	4 (4.5%)	4 (4.5%)
平均点	3.09	3.25	3.51	3.93

【用途地域図】

[illegible]

図 資料-5 用途地域図

【指定避難場所】

防災マップ索引図

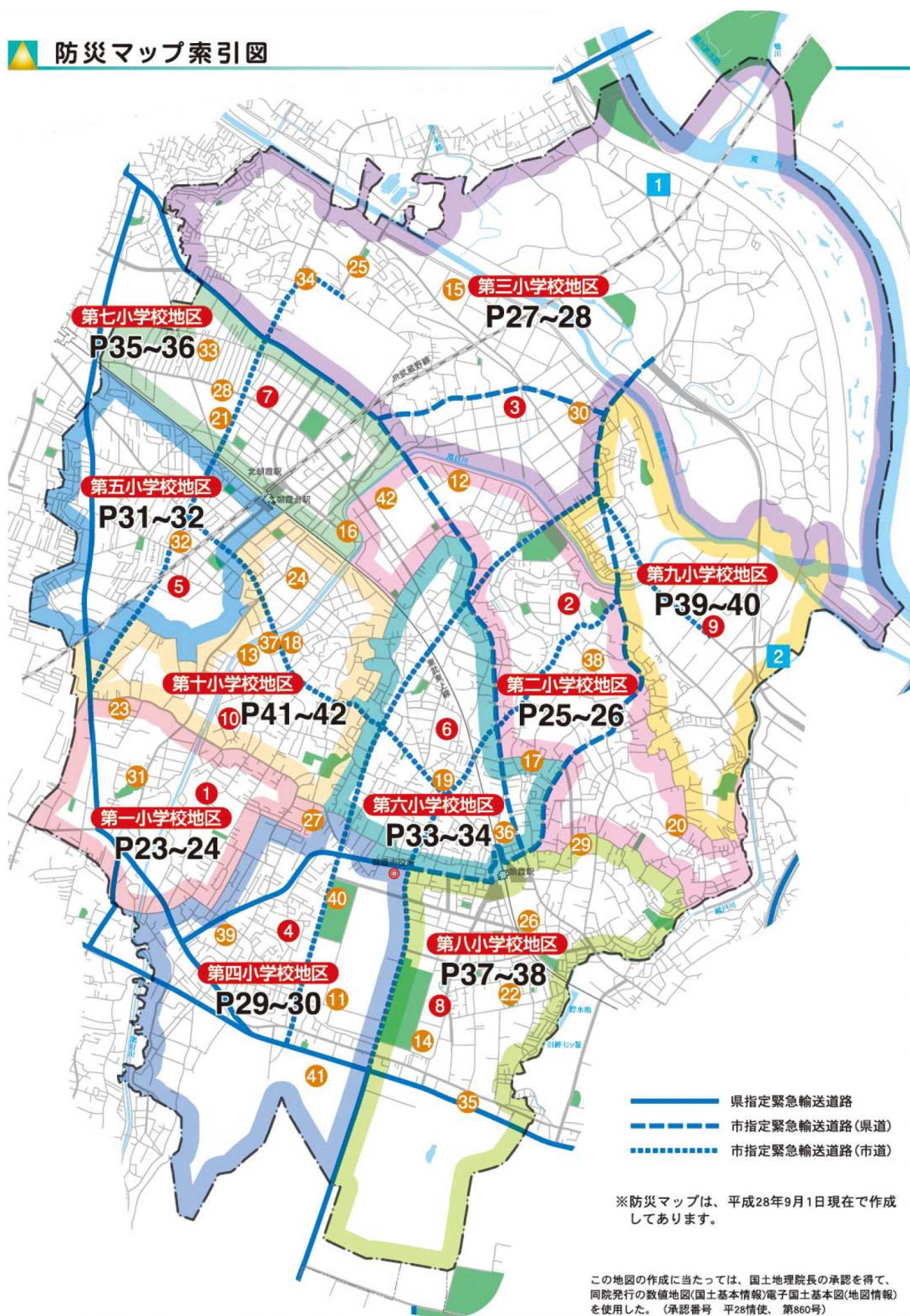


図 資料-6 防災マップ索引図

表 資料-2 朝霞市指定避難場所一覧

 朝霞市指定避難場所

No.	凡例	施設名	所在地	電話番号	緊急避難場所			避難所
					地震	洪水	土砂	
1		朝霞第一小学校	膝折町4-11-7	048-461-0052				
2		朝霞第二小学校	岡3-16-13	048-461-0042				
3		朝霞第三小学校	大字浜崎230	048-471-1630		×		
4		朝霞第四小学校	幸町1-6-9	048-461-0363				
5		朝霞第五小学校	泉水3-16-1	048-462-0455				
6		朝霞第六小学校	本町1-25-1	048-461-0410				
7		朝霞第七小学校	北原2-6-1	048-472-9172				
8		朝霞第八小学校	栄町5-1-41	048-465-8381				
9		朝霞第九小学校	大字台295	048-466-4481		×		
10		朝霞第十小学校	大字溝沼828-1	048-469-5443		×		
11		朝霞第一中学校	大字膝折2-31	048-461-0076				
12		朝霞第二中学校	大字岡199	048-461-6540		×		
13		朝霞第三中学校	大字溝沼1043-1	048-464-7575		×		
14		朝霞第四中学校	栄町5-1-60	048-466-4711				
15		朝霞第五中学校	大字宮戸1580	048-471-2236		×		
16		浜崎保育園	大字浜崎662-1	048-471-0394		×		×
17		東朝霞保育園	根岸台1-5-27	048-461-6011				×
18		溝沼保育園	溝沼7-13-11	048-463-7165		×		×
19		本町保育園	本町1-20-4	048-464-3750				×
20		根岸台保育園	根岸台8-2-41	048-464-8710				×
21		北朝霞保育園	朝志ヶ丘1-3-26	048-474-2530				×
22		栄町保育園	栄町1-5-43	048-465-3811				×
23		泉水保育園	泉水2-12-11	048-465-9625				×
24		さくら保育園	大字溝沼435-1	048-469-7061		×		×
25		宮戸保育園	宮戸4-6-2	048-486-5562				×
26		仲町保育園	仲町2-4-31	048-450-7707				×
27		南朝霞公民館	溝沼1-5-24	048-461-0163				
28		北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1	048-473-0558				
29		東朝霞公民館	根岸台6-8-45	048-463-9211				
30		内間木公民館	田島2-18-47	048-456-1055		×		
31		西朝霞公民館	膝折町4-19-1	048-462-1411			×	
32		弁財市民センター	西弁財2-2-3	048-467-1616				
33		朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16	048-476-5755				
34		宮戸市民センター	宮戸1-2-60	048-472-2134				
35		栄町市民センター	栄町4-4-26	048-466-6515				
36		仲町市民センター	仲町1-2-16	048-464-6810				
37		溝沼市民センター	大字溝沼1057-3	048-461-8885		×		
38		根岸台市民センター	根岸台2-15-12	048-450-1801				
39		膝折市民センター	膝折町1-7-40	048-462-4531				
40		青葉台公園	大字膝折2-30	048-463-1333	※	※	※	×
41		県立朝霞高等学校	幸町3-13-65	048-465-1010				
42		東洋大学朝霞キャンパス	大字岡48-1	048-468-6601		×		

地域防災拠点
災害直後に活用できる食料、資機材が備蓄された自主防災活動の拠点

緊急避難場所
災害が発生したり、発生するおそれのある場合に開設される一時的な避難施設
※  は洪水時使用不可

避難所兼緊急避難場所
避難した住民等を一時的に滞在させる施設
※  は洪水時使用不可

× は使用不可

※青葉台公園は、公園内の空地部分が避難スペースになります。

水害時一時避難場所

浸水想定区域内で逃げ遅れたときの
民間協定避難場所

No.	施設名	所在地	備考
1	丸沼倉庫	上内間木682-1	建物の最上階
2	前田道路	根岸771	建物の最上階



休日、夜間時などは、避難所の開設に時間がかかります。

表 資料－３ 公共施設等一覧

【市内の主な公共施設等】

	施設名称
市役所等	朝霞市役所
	朝霞台出張所
	内間木支所
	朝霞駅前出張所
スポーツ	朝霞市立総合体育館
	武道館
	朝霞中央公園陸上競技場
	朝霞中央公園野球場
	青葉台公園（テニス、芝生広場、ゲートボール）
	内間木公園（ソフトボール、テニス、弓道、ゲートボール）
	滝の根テニスコート
	弁財公園テニスコート
	溝沼子どもプール
	北朝霞公園野球場
	上野荒川運動公園（サッカー場、野球場）
	わくわくどーむ（健康増進センター）
教育・文化・コミュニティ	朝霞市立図書館
	朝霞市立図書館北朝霞分館
	朝霞市博物館
	ゆめばれす（市民会館）
	産業文化センター
	中央公民館
	東朝霞公民館
	西朝霞公民館
	南朝霞公民館
	北朝霞公民館
	内間木公民館
	弁財市民センター
	朝志ヶ丘市民センター
	宮戸市民センター
	栄町市民センター
	仲町市民センター
	溝沼市民センター
	根岸台市民センター
	膝折市民センター
福祉	はあとびあ（総合福祉センター）
	浜崎老人福祉センター（はあとびあ内）
	溝沼老人福祉センター（溝沼保育園同所）
	特別養護老人ホーム〔朝光苑〕
	障害児放課後児童クラブ（北朝霞公民館同所）
	朝霞市きたはら児童館
	朝霞市はまさき児童館（はあとびあ内）
	朝霞市みぞぬま児童館
	朝霞市ねぎしだい児童館
	朝霞市ひざおり児童館
	さくら子育て支援センター（さくら保育園内）
	きたはら子育て支援センター（きたはら児童館内）
保育園	朝霞市浜崎保育園
	朝霞市東朝霞保育園
	朝霞市溝沼保育園
	朝霞市本町保育園
	朝霞市根岸台保育園
	朝霞市北朝霞保育園
	朝霞市栄町保育園
	朝霞市泉水保育園
	朝霞市さくら保育園
	朝霞市宮戸保育園
	朝霞市仲町保育園

	施設名称
学校	朝霞第一小学校
	朝霞第二小学校
	朝霞第三小学校
	朝霞第四小学校
	朝霞第五小学校
	朝霞第六小学校
	朝霞第七小学校
	朝霞第八小学校
	朝霞第九小学校
	朝霞第十小学校
	朝霞第一中学校
	朝霞第二中学校
	朝霞第三中学校
	朝霞第四中学校
	朝霞第五中学校
	朝霞高等学校
	朝霞西高等学校
市その他施設	東洋大学
	保健センター
	クリーンセンター
消防署	斎場
	埼玉県南西部消防本部
	埼玉県南西部消防朝霞消防署
警察署	埼玉県南西部消防朝霞消防署浜崎分署
	朝霞警察署
	朝霞駅前交番
病院	北朝霞駅前交番
	花の木交番
	TMGあさか医療センター
国・県機関	朝霞厚生病院
	塩味病院
	朝霞郵便局
	朝霞本町郵便局
	朝霞根岸郵便局
	朝霞三原郵便局
	朝霞宮戸郵便局
	朝霞溝沼郵便局
	関東信越国税局朝霞税務署
	朝霞保健所
	あさか向陽園
	埼玉県朝霞県税事務所
	埼玉県朝霞公共職業安定所
	埼玉県朝霞県土整備事務所
	埼玉県南西部地域振興センター
	東京都水道局朝霞浄水管理事務所

【バス路線図】※路線、市内循環バス

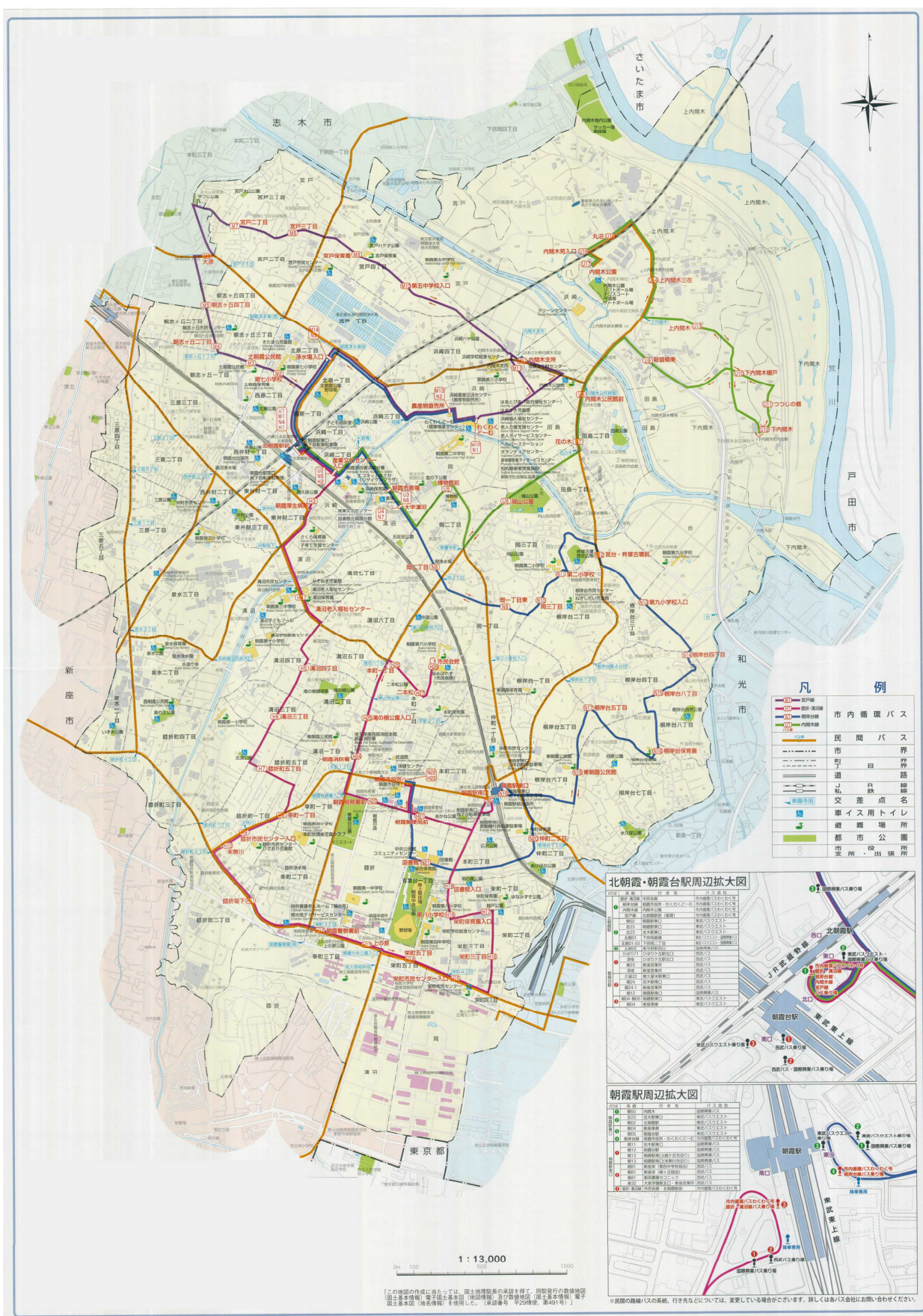


図 資料-7 市内バス路線図

【橋梁位置図】



図 資料－8 朝霞市の橋梁位置図

【歩道橋位置図】

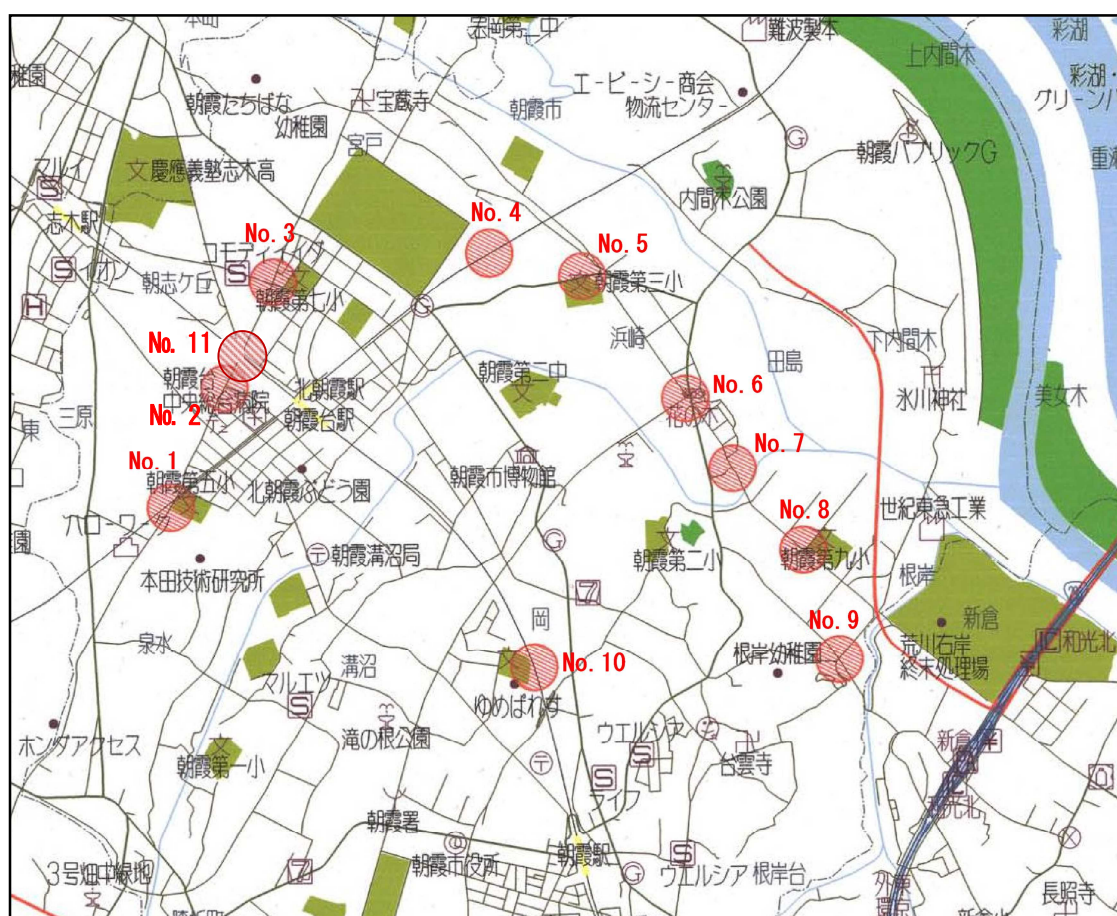


図 資料－9 朝霞市の歩道橋位置図

5 歳出決算額の推移

表 資料－4 歳出決算額

単位：千円

年度 款	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成10年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
議会費	203,551	211,898	202,905	210,143	257,300
総務費	3,386,321	3,465,298	3,568,036	5,020,715	3,971,951
民生費	2,868,861	2,899,347	3,594,832	3,262,598	6,807,808
衛生費	835,474	1,084,352	1,540,502	2,125,204	2,774,153
労働費	39,177	33,266	39,227	41,339	58,514
農林水産業費	56,191	63,735	56,985	61,249	68,646
商工費	67,641	61,004	37,979	38,857	1,124,276
土木費	5,879,744	7,583,691	6,789,694	7,532,855	4,668,409
消防費	409,098	459,425	739,397	547,321	1,638,085
教育費	3,316,312	2,961,458	3,396,939	2,925,907	3,724,707
公債費	845,114	878,581	909,087	906,699	2,493,935
諸支出金	99,722	469,364	98,766	338,222	223,402
合 計	18,007,206	20,171,419	20,974,349	23,011,109	27,811,186

年度 款	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
議会費	252,927	275,908	250,438	257,300	311,907
総務費	4,189,710	4,424,094	4,201,084	3,971,951	3,872,845
民生費	11,418,903	12,165,940	14,844,261	6,807,808	15,575,434
衛生費	2,740,339	2,530,526	2,895,845	2,774,153	2,952,128
労働費	29,212	26,914	27,098	58,514	26,359
農林水産業費	79,051	78,363	89,024	68,646	69,390
商工費	202,421	2,159,463	231,435	1,124,276	228,284
土木費	3,669,699	3,348,861	2,832,641	4,668,409	2,869,059
消防費	1,288,258	1,280,101	1,274,330	1,638,085	1,253,789
教育費	6,953,379	8,007,634	4,878,564	3,724,707	4,931,987
公債費	2,822,100	2,874,225	2,991,975	2,493,935	3,132,393
諸支出金	5,859	3,237	1,983	223,402	165
合計	33,651,858	37,175,266	34,518,678	27,811,186	35,223,740

年度 款	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
議会費	296,191	290,729	292,300	282,878	280,222
総務費	3,920,221	4,291,635	4,758,979	5,672,270	5,331,762
民生費	16,070,055	16,882,399	17,852,152	18,559,284	20,101,436
衛生費	2,900,293	2,680,223	2,859,516	2,727,219	2,778,296
労働費	24,361	24,353	1,466	1,454	1,419
農林水産業費	72,562	74,008	71,655	69,987	64,407
商工費	244,404	256,535	255,314	379,228	232,536
土木費	3,147,178	2,595,626	2,161,457	2,424,980	2,560,266
消防費	1,250,939	1,266,693	1,265,516	1,309,480	1,301,850
教育費	4,079,980	4,054,108	4,011,543	3,601,534	3,556,456
公債費	3,155,720	3,200,426	3,154,633	2,996,465	2,986,810
諸支出金	236	208	88	215	28
合計	35,162,140	35,616,943	36,684,619	38,024,994	39,195,488

6 用語集

あ行

●朝霞市橋梁長寿命化修繕計画

市内にある橋梁について、施設の劣化に伴う安全性の低下と、将来一斉に橋の更新時期を迎え維持管理費の増大が懸念されている。橋の予防保全的修繕を効率的に行い、財源負担を平準化して維持管理していくための計画。平成25年3月に策定。

●朝霞市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として平成28年3月に策定された。

●朝霞市歩道橋長寿命化計画

市内にある歩道橋11橋について、施設の劣化に伴う安全性の低下と、将来一斉に橋の更新時期を迎え維持管理費の増大が懸念されている。歩道橋の予防保全的修繕を効率的に行い、財源負担を平準化して維持管理していくための計画。平成29年5月に改訂。

●一般国道

日本における高速自動車国道以外の国道のことで、一般に国道と呼ばれている道路のこと。

●インフラ

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指し、一般的には上下水道や道路などの社会基盤のこと。

●温室効果ガス

大気であって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。

か行

●ガイドライン

ある事物に対する方針についての大まかな指針・指標。

●幹線道路

住区の外周を形成し、市内の地域間及び主要な施設間の交通を集約するとともに、隣接する都市との連携の役割を果たす道路。

●旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、農地等の未利用地が残り、計画的な市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したまま、一旦市街化調整区域に編入し、土地区画整理

事業等の計画的な基盤整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入する制度を「暫定逆線引き」という。

●旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画

平成23年1月に市街化区域に編入した旧暫定逆線引き地区（宮戸二丁目、岡一丁目、根岸台二丁目、根岸台七丁目東、根岸台七丁目西の合計5地区）の区画道路整備計画である。平成30年6月改訂。それぞれの重要度や課題を整理して、整備順序の基本的な考え方を示している

●狭あい道路

建築基準法において必要とされる幅員4mに満たない道路のこと。

●京都議定書

1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議で採択された、気候変動枠組条約に関する議定書である。

●緊急輸送道路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のこと。指定された緊急輸送道路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

●区画道路

生活道路のうち、交通機能よりも沿道の宅地利用の機能が強い道路で、住区の環境にも大きな役割をもつ道路。

●グリーンベルト

外側線の白線に緑色を加えることで、自動車等の運転者の注意を歩行者に促し、歩行者の安全を図る目的で設置する。

●公共交通空白地区

鉄道駅、バス停の徒歩圏内から外れている地区。平成25年に実施した市内循環バス利用者アンケート調査結果においてバス停まで無理なく歩ける距離は平均300mであったため、本市における徒歩圏は300mとしている。

さ行

●シェアサイクル

自転車を共同利用する交通システム。特にコミュニティサイクルは多数の自転車を都市内

の各所に配置し、利用者はどこの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる。

●市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域のことで、都市計画法により原則として開発行為及び建築行為が制限される。

●市内循環バス（コミュニティバス）

市内循環バス（愛称：わくわく号）は、市民生活の利便性向上を図るため、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞駅（朝霞台駅）を結ぶ路線バスで、平成6年から運行している。

●集散道路

本市では、住区と幹線道路や補助幹線道路とを連結し、これらの道路の交通を集散させる機能を持つ道路とし、主要生活道路を指す。

●主要幹線道路

都市間交通や通過交通等の比較的長距離の交通を円滑かつ大量に処理し、都市の骨格を形成する広域交通軸。

●主要生活道路

住区と幹線道路や補助幹線道路とを連結し住民が通勤、通学、買い物等、日常的に利用する生活道路。

●主要地方道

日本における道路の分類の一つで、道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道。

●消防活動困難区域

消防車が通行できる道路に面する災害時有効水利から消防活動が容易にできる範囲以遠の範囲。災害時に消防自動車を通れる道路幅員は6m以上、消防活動が容易にできる区域は、消防車搭載ホース延長200mと想定し、ホースの屈曲を考えて、水利140m以内の区域とされている。

●生活道路

一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等の公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接な係わりをもつ市町村道レベルの道路をいう。

●生活道路の交通安全対策

国による技術支援を受け安全な生活道路空間を確保する取り組み。国が所有するビッグデータを活用し、関係機関が連携して対策が必要と判断したエリアに対し、通過交通を抑制するための路面表示等の生活道路安全対策を実施する。

●整備率

本計画では、計画幅員に対する整備完了区間の割合について、片側ずつ算出した数値の平均としている。

●セットバック

幅員4m未満の道路（建築基準法第42条第2項）に面する土地で、その道路の中心線から2mの距離に建築しないよう建物等を後退させること。

●ゾーン30

道路幅員が狭く、住宅が密集している地域の通過交通車両の速度抑制を図るため、地域全体を30キロの速度規制とする対策。平成24年度に幸町の緑ヶ丘地区から導入。平成25年度は三原地区（えびす商店会付近）を指定、平成28年度は東弁財・西弁財地区を指定した。

た行

●第5次朝霞市総合計画

平成28年度を初年度とする、市の地域づくりの最上位に位置付けられた計画のこと。平成23年の地方自治法改正により市町村における策定義務がなくなったが、朝霞市総合計画条例（第4条）に、市長が基本構想を策定し、議会の議決を経なければならないと位置付け、引き続き、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定した。

●第4期通学路整備計画

埼玉県通学路安全対策検討委員会において、園児、児童、生徒の視点から通学路における交通安全施設等の点検を行い、点検結果に基づき策定される計画。第4期は平成29年度から平成33年度の対策実施期間としている。

●超高齢社会

WHO（世界保健機構）と国連の定義に基づき、65歳以上の人口（老年人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合（高齢化率）が21%超の社会のこと。なお、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、同割合が14%超で「高齢社会」という。

●低炭素化社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

●低炭素社会づくり行動計画

平成20年7月の北海道洞爺湖サミットで、議長国を努めた我が国は、サミット終了後、化石エネルギーに依存した現在の社会から脱却し、低炭素社会づくりを進める行動計画を策定した。

●道路あんしん緊急アクションプログラム

児童・生徒や歩行者を守るため、市内100箇所の危険箇所を5年間で改修していくプログラム。平成25年度から平成29年度まで、毎年約20箇所を改修。ハード面の改善ではなく、ベンガラ塗装、交差点表示、路面表示などソフト事業での改善を図る。

●道路網

各種の道路の空間的な分布状況をいう。道路法では、高速自動車国道、国道、都道府県道、市町村道から構成される。機能的にみれば、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路、区画道路、その他から構成される。

●都市基盤

都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。

●都市計画道路

都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。

●都市計画マスタープラン

市町村が創意工夫のもとに市民意見を反映し、長期的な視点に立って、さまざまな土地利用のあり方や都市施設の整備などに関する基本的な方針を定めたもの。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。本市では、北朝霞地区、本町一丁目地区、越戸地区、広沢地区、向山地区で事業が完了し、根岸台五丁目地区で事業を推進している。

は行

●バリアフリー化

社会生活上の障壁（バリア）を除去すること。元々は建築用語で建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

●ヒートアイランド

大都市で、郊外の地域に比べ都心部を中心として島状に気温が高くなる現象のこと。都市部では人工地盤が熱をためこみやすいこと、また、自動車や冷暖房などから排出される熱の量が多いことなどがその原因となっている。

●ビジョン

将来の見通しや構想、未来像のこと。

●歩車共存道路

生活道路における通過交通の排除など、快適な生活環境の創造をもたらすことを目的とし、自動車の速度を抑制する処置を講じ、交通事故を防止し、歩行者にとって安全かつ安心な通行空間とした道路。

●補助幹線道路

幹線道路への接続、路線バス路線及び駅へのアクセス道路。

●ポケットパーク

僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小規模な公園・空地のこと。

●ボトルネック

ビンの口が水の流量を制限していることから転じて、交通の流れを制限するあい路（狭い道のこと）、つまり交通容量の小さな道・交差点等を指す。

●ボンエルフ

生活道路において、車道の蛇行や、車道への植栽の設置などの工夫によって、自動車がスピードを出さないよう設計し、歩行者との共存を図ろうとする道路のこと。

ま行

●面的速度規制

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策。代表例「ゾーン30」。

ら行

●ライフサイクルコスト

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

●路面性状調査

舗装のひび割れ・わだち掘れ・平坦性およびパッチング箇所数を調査し、そのデータを基に道路の現状を把握する調査。